

# 平成27年度 事業計画書

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

# 事業計画

## I 基本方針

近年、急速に進む少子高齢社会や経済状況の変化、さらに近隣関係の希薄化等により、家庭や社会の在り方が大きく変わり、従来からの福祉課題に加え、孤独死や虐待など地域の中で新たな社会問題が深刻化してきております。

こうした中、地区社会福祉協議会と連携して「後期かわぐち市民活動プラン」の実践活動と推進強化を図ると共に、多様化、複雑化した福祉ニーズを的確にとらえ、効率的かつ効果的な福祉の充実に向けた各種事業を展開してまいります。また、「社協強化計画」は、5カ年計画の4年次目を迎え次期計画の策定に向けて検討準備を進めてまいります。

新たに、平成27年4月1日施行、生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」を川口市から受託し事業を実施してまいります。川口市社会福祉協議会は、厳しい財政状況下においても、財政基盤の強化を図るべく、基幹財源である会費制度の増強を軸にしながら、継続的に財政の健全化に向けた取り組みを推進し、「誰もが地域で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

## II 重点目標

### 1 地域福祉活動計画の推進

地区社会福祉協議会と連携し、「後期かわぐち市民活動プラン」に基づいて住民を主体とした地域福祉活動の推進を図る。

### 2 社協強化計画の推進

「社協強化計画」は、5カ年計画の4年次目を迎え次期計画の策定に向けて検討準備を進める。

### 3 財政基盤の強化及び財政の健全化

財政基盤の強化に向け、会員制度の増強を軸にしながら、事業に必要な財源確保に努め、より一層の財政健全化に向けた取り組みを推進する。

## III 新規事業

### 生活困窮者自立相談支援事業

「自立相談支援事業」を受託し、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立を促進する。

# 1 会務の運営

本会の円滑な運営を図るため次の会議等を開催

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 地域福祉推進委員会
- (4) 福祉サービス苦情解決制度の運営
- (5) 社協強化計画の進行管理

# 2 会員募集と啓発事業

会員制度の強化、市民へのPR活動等

- (1) 会員の加入促進（個人会員、賛助会員、施設・団体会員の開拓）
- (2) 社協だよりの発行（年4回全戸配布）
- (3) ホームページの公開
- (4) かわぐち社協まつりの開催
- (5) 社協マスコットキャラクター「社助」を活用したPR活動の実施
- (6) 福祉協力店設置事業の実施

# 3 地区社協・地域福祉活動推進事業

- (1) 地区社会福祉協議会の支援・強化
  - ①地区社会福祉協議会連絡協議会の開催
  - ②職員地区担当制による支援
  - ③地区社協に対する活動交付金の交付
- (2) 地域福祉活動の推進
  - ①後期かわぐち市民活動プランの進行管理（かわぐち市民活動プラン推進委員会の運営など）
  - ②地域福祉推進員の育成・活動支援
  - ③ふくしのまちづくり助成金の交付
  - ④かわぐち市民活動プラン助成金の交付
  - ⑤見守り・支え合いネットワークの構築
  - ⑥小地域活動拠点の整備に関する検討

## 4 ボランティア活動推進事業

ボランティアセンターを拠点としたボランティア活動の推進

- (1) ボランティアセンターの運営(ボランティア相談・需給調整、ボランティア団体の育成、講座開催、ボランティア保険の受付、機材の貸し出し等)
- (2) 福祉教育の推進(ボランティアマインド推進校の指定・福祉教育推進員の養成・福祉体験への協力)
- (3) 青少年ボランティア育成委員会及びボランティア見本市実行委員会の運営・事業実施(市民と市民パートナーステーションとの協働事業)
- (4) 青少年ボランティア育成委員会への助成
- (5) ボランティアに関する広報・情報発信
- (6) 災害ボランティアセンターに関すること
- (7) 障がい者の社会参加促進を目的とした、障がい者と市民の交流の場の提供及び自立の支援

## 5 共同募金配分事業

埼玉県共同募金会川口市支会の赤い羽根募金及び地域歳末たすけあい運動の募金実績に基づく配分事業

- (1) 共同募金配分事業の実施
  - ①共同募金配分事業
    - ア地区社協に対する活動交付金の交付
    - イボランティア見本市実行委員会への助成
    - ウ社協だよりの発行
    - エ社協まつり交付金の交付
    - オ災害ボランティアセンター運営に係る備品整備
  - ②歳末たすけあい配分事業
    - ア地区社協歳末たすけあい配分事業
    - イ市社協歳末たすけあい配分事業

## 6 放課後児童クラブ事業

小学校に就学している児童のうち、家庭が昼間留守になっている児童を放課後に支援し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業

- (1) 市内30校の放課後児童クラブの運営
- (2) 特別支援学級併設校9校での障がい児童支援の実施
- (3) 支援員の月例会議及び研修会の開催

## 7 つどいの広場事業

子育ての不安や悩みの軽減、解消及び交流を目的とした、親子でつどう場の運営

- (1) つどいの広場事業の実施
- (2) ふれあい相談の実施
- (3) 子育て講座等及びあそび講座の実施

## 8 ファミリー・サポート・センター事業

地域における子育て支援

- (1) 有償・有料の相互援助活動
- (2) 説明会、講習会、交流会等の開催

## 9 高齢者福祉事業

高齢者福祉の向上を図るため、事業への協力及び助成

- (1) 健康長寿支援と見守り活動支援
- (2) 老人クラブ活動の助成
- (3) 金婚・ダイヤモンド婚賀詞贈呈事業（川口市社会福祉大会への協力）
- (4) さわやかコール事業

## 10 老人居宅介護等事業

介護保険法に基づく訪問介護・介護予防訪問介護事業所を運営する。

- (1) 「いつも笑顔で安心介護」の理念をモットーに、居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づいた、①身体介護 ②生活援助 ③介護予防訪問介護 を担うホームヘルパーを派遣する。
- (2) 介護実習生の受入及びホームヘルパー資質向上のための研修会の実施

## 11 高齢者自立支援事業

「いつも笑顔で安心介護」の理念をモットーに、おおむね65歳以上で、病気やケガにより一時的に日常生活に支障のあるかたに対し、自立生活支援のためホームヘルパーを派遣する。

## 12 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業所を運営する。

- (1) 「いつも笑顔で安心介護」の理念をモットーに、障害者総合支援法に基づいた、  
①身体介護 ②家事援助 ③通院介助 ④重度訪問介護 ⑤同行援護 ⑥移動支援を担うホームヘルパーを派遣する。
- (2) 介護実習生の受入及び講師派遣及びホームヘルパー資質向上のための研修会の実施

## 13 障害者相談支援事業

地域で暮らす障がい者やその家族などからの相談に応じ、関係機関との連携をとりながら自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。

- (1) 電話・面接・訪問及び同行による相談支援
- (2) 専門的な知識・技術を活用した困難ケースへの対応、包括的支援
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査の実施
- (4) 障害福祉サービス対象者へのサービス等利用計画の作成

## 14 手話通訳派遣事業

聴覚障がいのあるかたが日常生活を営む上で相手とのコミュニケーションがスムーズに行われるように意志疎通支援する。

- (1) 手話通訳者の派遣及び研修
- (2) 聴覚障がい者と手話通訳者の交流会

## 15 障害者居宅サービス技術援助事業

障害者が日常生活を営む上で必要な便宜を供与することにより、障害者の自立と社会復帰を促進し、福祉の増進を図る。また、障害者に対する、居宅サービスを提供する事業所及びヘルパーの支援技術の向上を目的とする。

- (1) 居宅サービス内容検討会の実施
- (2) 障害者ホームヘルパー研修会の実施
- (3) スキルアップ研修の実施

## 16 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がい等のあるかたに対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等による権利の擁護

## 17 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）等の貸付・償還にかかる書類の交付及び受付事務

## 18 青木会館事業

青木会館の管理運営

- (1) 会議室、ホールの貸出
- (2) 宴会場、レストラン、青木たたら荘の管理運営

## 19 やすらぎ会館事業

やすらぎ会館の管理運営（会議室の貸出）

## 20 住民参加型福祉サービス事業

「誰もが地域で安心して暮らせるまちづくり」をめざす、市民の参加と協力による助け合いの制度

- (1) 家事援助サービスの実施
- (2) 食事サービスの実施
- (3) 車いす貸出サービスの実施
- (4) 介護用品助成サービスの実施
- (5) 福祉車両貸出サービスの実施

## 21 交通遺児育英事業

関係機関・団体と協力し、交通遺児の健全育成を図る。

- (1) 年末支援金の支給
- (2) 入学・卒業時祝金の支給
- (3) 奨学金の支給

### (公益事業区分)

## 22 居宅介護支援事業

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所を運営する。

- (1) 居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成

- (2) サービス担当者会議の開催
- (3) 介護保険施設入所のための連絡・調整
- (4) サービス実施状況の把握等
- (5) 要介護認定訪問調査等の実施
- (6) 介護予防サービス計画書（介護予防ケアプラン）の作成

## 23 生き生きデイサービス事業

川口市の受託事業として、元気な高齢者及び要介護状態になるおそれのあるかたに対し、市内老人福祉センター（たたら荘等）を実施場所として、健康づくりや生きがいづくり等の介護予防プログラムを提供し、生活意欲の向上や介護予防、社会的孤立の解消を図る。

- (1) 健康講座
- (2) 介護予防講座
- (3) 教養講座

## 24 子育て支援総合コーディネーター事業

子ども及びその保護者等が地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報収集と提供を行い、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する。

- (1) 子育て支援総合コーディネーター事業
  - ①子育て講座・研修等の開催
  - ②育児サークルの登録・管理
  - ③子育てサポーターの養成・派遣・調整
  - ④子育て支援団体・関係機関連絡調整会議の開催
  - ⑤子育て支援ボランティア団体・育児サークル連絡会議の開催
  - ⑥地区社協や地域でおこなう子育てサロンや子育て相談に対しての支援
- (2) 利用者支援事業
  - ①各種子育て相談及び幼稚園・保育園、育児サークルなどの利用にあたっての案内
  - ②プラザ・ポップ内情報コーナー及びホームページ等による子育てに関する情報提供

## 25 地域包括支援センター

地域の高齢者の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定を包括的に支援する。



- (1) 高齢者や家族に対する総合的相談・支援
- (2) ネットワークの構築及び支援困難ケースへの対応等ケアマネジャーへの支援
- (3) 成年後見制度の活用や虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
- (4) 介護予防事業のケアマネジメント

## 26 成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない人が、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援する。

- (1) 成年後見制度に関する広報・啓発
- (2) 市民後見人候補者養成研修の実施及び受任に向けた活動支援（法人後見）
- (3) 成年後見制度に関する相談対応及び申し立て支援
- (4) 関係機関・団体との連携

## 27 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立を促進することを目的とする。

- (1) 相談支援体制の構築および生活困窮者の把握、相談受付
- (2) スクリーニング（課題の抽出・整理・分類）による各種支援制度の利用及び関係機関との連絡調整
- (3) アセスメントの実施及びプランの策定、評価

### (収益事業区分)

## 28 オートレース売店収益事業

オートレース場内売店の経営

平成27年 3月25日 提出

社会福祉法人川口市社会福祉協議会  
会 長 奥 ノ 木 信 夫